

# 「中央区環境行動計画2018（仮称）」中間のまとめに対する パブリックコメントの実施結果について

## 1 実施期間

平成29年12月22日（金）から平成30年1月12日（金）まで

## 2 実施方法

### （1）周知方法

①区のおしらせ中央（12月21日号）への掲載

②区ホームページへの掲載

### （2）中間のまとめの公表

①区ホームページへの掲載

②閲覧用の冊子の設置

区役所本庁舎（まごころステーション・情報公開コーナー・環境政策課）、  
日本橋特別出張所、月島特別出張所

### （3）意見の提出方法

環境政策課窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール及び区のホームページからの入力

## 3 意見総数

意見提出者 5人

意見数 8件

## 4 意見に対する対応

（1）計画に反映するもの 1件

（2）計画に盛り込まれているもの 5件

（3）区において今後の事業の参考とすべきもの 1件

（4）採用には至らないと判断したもの 0件

（5）その他 1件

「中央区環境行動計画2018(仮称)」 中間のまとめ

に対するご意見の概要と区の考え方

<取扱い>

○計画に反映するもの

☆採用には至らないと判断したもの

□計画に盛り込まれているもの

-その他

△区において今後の事業の参考とすべきもの

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
1	<p>施策3 都市づくりにおける低炭素化について</p> <p>①開発事業者に対する要請について、下記のとおり追記することを提案します。</p> <p>①開発時には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの環境配慮を要請し、環境性能の高い建築物を広く普及させていきます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>①開発時には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの環境配慮、<u>また大規模開発にはエネルギーの面的利用やコージェネレーションシステムなどの自立分散型の発電施設導入を要請し、環境性能の高い建築物や都市づくりを誘導して</u>いきます。</p> <p>(理由)</p> <p>東京都の「都市づくりのグランドデザイン」の政策方針15「都市全体でエネルギー負荷を減らす」の主意を大規模開発計画が複数ある中央区において率先して誘導していただきたいと考えます。</p>	○	P44 施策3 都市づくり における低 炭素化	<p>当該記載文中の「中央区まちづくり基本条例」および「中央区市街地開発事業指導要綱」に基づく、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの環境配慮には、エネルギーの面的利用や自立分散型の発電施設に関する内容が含まれております。しかしながら、その趣旨をわかりやすくするため、「開発時には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの<u>まちづくりにおける環境配慮を要請し、環境性能の高い建築物を広く普及させていきます。</u>」とします。</p>
2	<p>選手村地区の水素ステーション建設に関し、東京都(都市整備局)からの説明が少なすぎます。私自身は、建設に反対する気もありませんし、居住者を説得できる範囲の認識もありますが、東京都が行った2回の説明会では、逆に周辺住民の不安を煽る状況になってしまっています。</p> <p>区は、このような現状をどう考えますか。東京都に任せっきりのままなのですか。</p>	□	P44 施策4 水素エネルギーの普及 促進	<p>水素エネルギー普及のためには、安全性や利便性など、水素の特性を区民の方々にご理解いただくことが何よりも重要であると認識しております。</p> <p>区では、平成28年7月、都知事あて要望書を提出し、その中で水素ステーションにかかる事業については、安全性の確保はもちろんのこと、地域住民に対する説明を十分に行った上取り組むよう求め、東京都はエネルギー</p>

No.	ご意見の概要	区の方考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
				<p>事業者と共にこれまで3回にわたり地元への説明会を実施しています。</p> <p>区としましても地元区としての立場から当説明会に出席するなど、これまでも積極的な関与に努めてまいりました。今後におきましても国の安全基準を遵守することはもちろん、地域住民の方々への丁寧な説明や情報提供を心がけるよう、東京都に対して引き続き強く働きかけてまいります。</p> <p>また、P44「施策4 水素エネルギーの普及促進」にあるように、誰もが水素を身近に感じることができるような場の確保についても、東京都等と協議を進めてまいります。</p>
3	晴海テラスに隣接した、東京都（港湾局）所有の空地を公園にさせていただくことを強く要望します。	<input type="checkbox"/>	P48 施策10 公園等の整備	<p>都内随一の水辺空間を活かし、誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備することは重要だと考えています。</p> <p>区としましては、東京都による隅田川スーパー堤防や朝潮運河等の護岸基盤整備事業との連携を図り、自然環境や周辺環境と調和した水辺空間の創出に取り組んでいくとともに、空地の有効活用については、東京都に対して積極的に働きかけてまいります。</p>
4	昨年6月と11月に東京都（都市整備局）が水素タウン構想の説明会を開催しましたが、安全性に関する説明は十分なものとは言えませんでした。区は、未だ住民への説明を行っておらず、東京都に任せっきりで当事者意識が欠けている印象を受けました。区ももっと積極的に住民に対して説明を行うべきです。	<input type="checkbox"/>	P44 施策4 水素エネルギーの普及促進	No.2の意見に対する考え方と同様
5	<p>騒音・振動について</p> <p>1 東京都環境確保条例第136条「日常生活等に適用する基準」が一般的に広く知られていないので、広報の充実をお願いします。広く知られることで、計画段階での配慮がなされ、近隣トラブルが減ることも考えられます。</p>	<input type="checkbox"/>	P50 施策14 生活環境の保全	1 広報の充実は重要なものと認識しており、窓口などでPRしておりますが、機会を捉えて、条例を所管する東京都にも働きかけてまいります。

No.	ご意見の概要	区の方考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
	<p>2 東京都環境確保条例第125条「指定建設作業」が一般的に広く知られていないので、広報の充実をお願いします。この規定は、現場の責任者も知らないことが多く、禁止されている日曜・休日の作業が行われています。広く知られることで、こうした違反行為を事前に防ぐことができると考えます。</p> <p>3 電気自動車が増えることによって、自動車による騒音や振動が減る一方、他の騒音や振動が目立ってくると思われそうですが、将来的な見通しを示してください。</p>			<p>2 1と同様</p> <p>3 自動車騒音・振動については、騒音規制法および振動規制法に基づき、定期的な調査を継続していくとともに、その他の騒音・振動についても、同法に基づき、状況に応じた指導等を行ってまいります。</p>
6	<p>学校における環境教育について</p> <p>基本目標2(循環型社会)と基本目標5(学びと行動の輪(わ))における記述の表現に含まれていると思いますが、2020年から実施の小学校新学習指導要領と本計画の内容に重なるものを感じたので、意見を提出します。</p> <p>新学習指導要領によれば、小学校4年生の社会科には、廃棄物処理や資源有効利用に関する学習が盛り込まれており、区的环境をテーマとした法教育、リサイクルに関する学習を推奨するような計画とするのはどうでしょうか。</p>	□	<p>P46 施策7 3Rに対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進</p> <p>P52 施策18 環境保全意識の普及・啓発</p>	<p>本計画には、特に力を入れて取り組むべき事業として、P46「施策7 3Rに対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進」における「子どもの頃からの意識啓発・環境学習」およびP52「施策18 環境保全意識の普及・啓発」における「環境について学び・活動する機会の提供」が盛り込まれており、小学校における環境教育をも含めた内容となっております。</p> <p>具体的には、小学校に出張して実施する環境学習の実績増を図るとともに、さらには、学習後に行われるリサイクル活動に対し感謝状を贈呈することにより、子どもの頃からの継続したリサイクル活動の取組を促進します。</p>
7	<p>ヒートアイランド対策について</p> <p>最近のマンションや住宅、小規模オフィスに取り付けられている室外機の排熱量(夏期)は、区内だけでも相当の量になっていると考えられます。</p> <p>①室外機とは別の方式での空調方法を広める。 ②室外機に附属品を付けて外気に出す排熱を減らす。</p> <p>以上検討をお願いします。</p>	△	<p>P50 施策13 ヒートアイランド対策の推進</p>	<p>最先端の環境技術の動向を注視するとともに、区内の住宅・共同住宅および事業所に対し、再生可能エネルギーの利用や建築物の断熱化、高効率な空調機器のさらなる普及を促進していきます。</p>

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
8	<p>区立柏学園の放射能汚染物質について</p> <p>区立柏学園の土地（運動場？）の下には、東京電力福島原子力発電所の事故による放射能汚染物質が袋入りの状態で埋められていると聞きますが、この物質が将来どうなっていくのかを示してください。</p>	－	－	<p>汚染土は、平成24年度に放射線を遮へいするため、グラウンド部および庭園部において埋設処理を行いました。今後は、廃棄物処理施設等が整備され次第、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、処理される予定となっております。なお、土壌等の除染対策については、区のホームページに掲載しております。</p>